

農業所得収支内訳書事前作成会

平成 26 年中に農業収入がある人のうち、収支内訳書の作成が困難な人を対象に、農業所得収支内訳書の事前作成会を開催します。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX (43) 1125

▼持ち物

領収書、出荷伝票、筆記用具、電卓、固定資産税額が分かるもの(納税通知書および課税資産明細書)
※持参した資料に基づいて、収支内訳書をご自身で作成してもらいますので、領収書など事前に計算をお願いします。

▼収支内訳書について

収支内訳書は、所得申告の際に必要となりますので、申告までに作成しておいてください。

※収支内訳書、減価償却計算例および参考資料は、税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターで配布しています。

▼事前作成会日程

午前／午前 9 時～11 時
午後／午後 1 時 30 分～3 時 30 分

と き	対 象 地 区	と ころ
12 月 17 日 (水)	午前 上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽	ウェルス幸手 2 階 研 修 室
	午後 惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槇野地、戸島、戸島 1・2 丁目	
12 月 18 日 (木)	午前 中 1～4 丁目、南 1～3 丁目、東 1～5 丁目、緑台 1・2 丁目、権現堂、神明内、天神島、天神島 1 丁目、平須賀、平須賀 1・2 丁目	ウェルス幸手 2 階 研 修 室
	午後 大字幸手、吉野、吉野 1 丁目、神扇、平野、中野、長間、栄	
12 月 19 日 (金)	午前 北 1～3 丁目、西 1・2 丁目、中 5 丁目、中川崎、下川崎、上高野、上高野 1 丁目	コミュニティ セ ン タ ー 集 会 室
	午後 内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、香日向 1～4 丁目	

※対象地区以外の日程でも、参加することができます。
※なお、ご自身で作成できる場合は、来場の必要はありません。



平成 26 年分青色決算説明会

税務署では、青色申告決算書の作成方法や作成にあたっての注意点などについて説明会を開催します。

と き 12 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
と ころ 商工会館 2 階会議室
講 師 税務署職員または税理士
問合せ 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111



○後期高齢者医療被保険者
※保険税(料)に未納がない人
助成額 1 人 2 7 0 0 0 円が上限
※検査費用が上限に満たない場合は、その額を助成
※人間ドックまたは脳ドックのいずれか 1 回のみ
※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に幸手市国民健康保険で、この助成を受けていない人
申込み 検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請してください。

※人間ドックとは、特定健康診査の健診項目をすべて含むものをいいます。

※平成 25 年 4 月 1 日以後に受診したものから助成しています。費用を支払った日の翌日から 2 年を経過した場合は申請できません。

※検査結果に応じて、食生活改善などを行う「保健指導」のご案内をします。

対象 受診日時点で、つぎの要件に該当する人
○満 35 歳以上の国民健康保険被保険者
○後期高齢者医療被保険者
※保険税(料)に未納がない人
助成額 1 人 2 7 0 0 0 円が上限
※検査費用が上限に満たない場合は、その額を助成
※人間ドックまたは脳ドックのいずれか 1 回のみ
※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に幸手市国民健康保険で、この助成を受けていない人
申込み 検査結果を受領後、保険年金課窓口で申請してください。

対象 受診日時点で、つぎの要件に該当する人

持ち物 被保険者証、検査費用の領収書、検査結果(写しを取り、原本は返却します)、振込先の預・貯金通帳

人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています
疾病の予防・早期発見、健康の保持増進のため、人間ドックまたは脳ドックの検査費用の一部助成を行っています。特定健診を受診した人も申請できます。健診と併用して、ぜひ、みなさんの健康管理に役立てましょう。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 4404
FAX (43) 1125



幸手都市計画の変更にあたり、都市計画法 17 条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。なお、この計画の案に対して意見書を提出することができます。

都市計画の案の縦覧

内容	①県決定	○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案 ○区域区分の変更案
	②市決定	○道路の変更案 ○生産緑地地区の変更案
期間	11 月 4 日(火)～18 日(火) ※土曜・日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	
場所	幸手市都市計画課 ※①は埼玉県都市計画課、杉戸県土整備事務所、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課でも縦覧を行います。 ※①の変更案は県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/)、②は市ホームページ(http://www.city.satte.lg.jp/)でも閲覧することができます。	

問合せ 幸手市都市計画課 ☎(43) 1111 内線 563
埼玉県都市計画課 ☎(43) 7656
FAX (43) 8305
埼玉県都市計画課 ☎048(830)5341

幸手都市計画の案の縦覧について

案に対する意見書の提出

対 象	①県決定	幸手市、杉戸町、宮代町在住の人および利害関係人
	②市決定	幸手市在住の人および利害関係人
意 見 書	意見書の様式は各縦覧場所で配布 ※①の書式は県ホームページ、②の書式は市ホームページからもダウンロードできます。	
期 限	11 月 18 日(火)午後 5 時 15 分 ※必着	
提出方法	①県決定	持参、郵送(埼玉県都市計画課[〒330-9301 所在地記入不要]、幸手市都市計画課[〒340-0192 幸手市東 4-6-8])、または埼玉県電子申請届出サービス(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/emado/)
	②市決定	持参または郵送(幸手市都市計画課)

知っているようで
よく知らない



国民年金

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む 20 歳～60 歳の人全員が全員加入します。加入者は、職業などにより、つぎの 3 種類に分かれます。

- ▶ 第 1 号被保険者 農業者、自営業者、学生、フリーアルバイターなど
- ▶ 第 2 号被保険者 会社員、公務員などの厚生年金や共済年金加入者
- ▶ 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

多段階免除制度

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除されます。申請時点の 2 年 1 か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

※免除には①全額免除、②半額免除、③ 4 分の 3 免除、④ 4 分の 1 免除の 4 段階があります。

学生納付特例制度

20 歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになります。

ただし、経済的に保険料を納めることが難しい場合には、後から保険料を納めることができる学生納付特例制度があります。

保険料の追納

保険料が免除・猶予もしくは学生納付特例が承認された期間の保険料は、10 年以内であれば納付(追納)することができます。なお、追納した期間は、保険料の全額納付と同じ扱いになります。

※ただし、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 145・FAX(43) 1125
春日部年金事務所 ☎048(737) 7112